



一般社団法人

日本宅配水&サーバー協会

Japan Delivery Water & Server Association

JDSA ウォーターサーバー 取扱説明書作成ガイドライン

初 版 2022年 1月 1日 制定

一般社団法人

日本宅配水&サーバー協会

Japan Delivery Water & Server Association

■第1章 ガイドライン運用規定

1. 目的

このウォーターサーバー取扱説明書ガイドラインは、消費者の安全を確保するための取扱説明書に記載すべき内容の指針を示すことを目的とする。

2. 適用範囲

- ①ウォーターサーバーの取り扱い説明を行う媒体について適用する。
- ②取扱説明書を作成するうえでの一般的な事項及び注意喚起内容について適用する。

3. ウォーターサーバーの定義

ウォーターサーバーの各部名称等は、JDSA ウォーターサーバーガイドラインに準じる。

4. 他の表示との整合

取扱説明書以外の表示物(宣伝物、包装箱表示、機器本体表示、サービス関係表示物など)との整合を確保すること。

5. 本書の見直し・改正など

本書は、新製品の開発、使用者(消費者)の知識向上あるいは社会情勢の変化などにより、適時、見直しや改定を行う。

■第2章 作成要領

1. 説明書の基本事項

1-1. 体裁、大きさおよび書式

体裁、大きさおよび書式は、特に定めない。

1-2. 文字の大きさ

文字の大きさは特に定めないが、消費者が読み取れるよう配慮すること。参考例として表1に示す。

表1 説明書に用いる文字の大きさ（参考例）

区 分	文字の大きさ
危険・損害の程度を示す用語 「危険」「警告」「注意」	太字にするなど目立つよう配置する。
「危険」「警告」「注意」の 定義を示す文	9ポイント相当以上とする。
通常の説明文	7.5ポイント以上とする。ただし、図および表中の文字並びに補足的な文字、英文字などについては、この限りでない。
注意を喚起する記事の本文	9ポイント相当以上とする。

1-3. ことばづかい

ことばづかいは、平易で分かりやすいものとし、原則として敬語および謙譲語は使用しない。

1-4. 用語

用語は、一般に広く使われているものを使用する。ウォーターサーバーの各部名称は、JDSAウォーターサーバーガイドラインを参照のこと。

1-5. 機能および特長など

説明書の機能および特長などに関する事項を記載する場合は、「家庭電気製品製造業における表示に関する公正競争規約解説（公益社団法人全国家庭電気製品公正取引協議会）」などを参照の上、使用者に誤解の生じないようにする。

2. 注意喚起の表示

2-1. 表示に関する基本的な考えかた

本来、製品それ自体、人の生命・身体または財産を侵害するような危険のない安全なものとなるように設計・製造される必要がある。注意喚起表示の役割は、このような技術面での対応を補完するものであり、製品の取り扱いにおいて使用者が危険を回避する

ために必要な情報を提供し、安全な使い方ができるように支援することにある。

①表示事項

注意喚起表示は人身への危害または財産への損害を引き起こす可能性のある事項に関して行う。

②記載事項

注意喚起表示の内容は、製品の使用者の知識、習慣、能力および一般常識などを考慮し、誤解なく十分理解が得られるものとする。

なお、製品の使用者は、購入者はもとより、その家族、来客、購入者から製品を譲渡された人など（年少者から高齢者までを含む）広範囲に及ぶことも配慮した表示とする。また、人身への危害と財産への損害を防ぐため、製品の使用場面を想定した予見可能な誤使用についても配慮して行うものとする。

③3段階のレベルの表示

注意喚起表示を効果的に行うため、人身への危害と財産への損害の程度を、2－3に示す「危険」「警告」および「注意」の3段階のレベルに分類し、それぞれに適した表示を行う。

④表示の要素

注意喚起表示は原則として次の4つの要素で行う。

- (1) 注意を促す図記号 : 一般注意図記号を用いる。
- (2) 危害・損害の程度 : 危害・損害のレベルを示す「危険」、「警告」および「注意」の用語。
- (3) 絵表示 : 禁止、注意、指示事項を示す警告図記号やイラストレーション、絵などを指す。
- (4) 説明文 : 危害・損害の内容、それらに対する回避方法および応急措置などを示す文章。

⑤警告図記号の分類

警告図記号の分類は、下記、表2による。

表2 警告図記号の分類

分類	適用概要
禁止図記号	製品の取扱いにおいて、その行為を禁止する図記号。
注意図記号	製品の取扱いにおいて、発火、感電、高温、破裂などに対する注意を喚起する図記号。
指示図記号	製品の取扱いにおいて、指示に基づく行為を強制する図記号。

⑥表示の対象とする段階

注意喚起表示は、製品の購入から廃棄に至る各使用段階のすべてを対象とする。

2-2. 注意喚起表示の対象とする事項

人身への危害あるいは財産への損害を引き起こす可能性のある危険源について、次の(1)～(9)に示される製品の購入から廃棄に至る使用段階ごとに、危険回避・安全確保に関する情報の表示を行う。

[製品使用各段階における制限・指示事項の例]

- (1) 購入
- (2) 設置・据付
- (3) 使用前の準備
- (4) 用途以外の使用
- (5) 使用方法
- (6) 保守・点検
- (7) 異常時の処置
- (8) 製品保管時の禁止事項
- (9) 製品廃棄時の処理

2-3. 危害・損害の程度の表示

危害・損害の程度は、「危険」「警告」および「注意」の3段階のレベルに分類し、その表示方法は、一般注意図記号と「危険」「警告」または「注意」の用語を組み合わせで使用する。

[3段階のレベルの定義]

①「危険」(Danger)

この表示を無視して、誤った取扱いをすると、人が死亡、重傷(*1)を負う危険、または火災(*2)の危険が差し迫って生じることが想定される内容を示しています。

ただし、この表示は限定的に使用し、多用しない。

②「警告」(Warning)

この表示を無視して、誤った取扱いをすると、人が死亡、重傷(*1)を負う可能性、または火災(*2)の可能性が想定される内容を示しています。

③「注意」(Caution)

この表示を無視して、誤った取扱いをすると、人が軽傷(*3)を負う可能性や物的損害(*4)の発生が想定される内容を示しています。

(*1) 重傷とは失明、けが、やけど(高温・低温)、感電、骨折、中毒などで後遺症が残るものおよび治療に入院・長期の通院を要するものをいう。

(*2) 火災は本来物的損害(注意レベル)に該当するものであるが、火災に起因する二次的な災害である一酸化炭素中毒、やけど等による死亡、重傷などの人身被害に拡大する恐れがある。このことから火災については、

使用者に注意を促すと共に周知徹底を図る必要があり、「危険」「警告」の用語の意味には「火災」の文言を記載する。

(※3) 軽傷とは、治療に入院や長期の通院を要さないけが、やけど、感電などをいう。

(※4) 物的損害とは、家屋・家財および家畜・ペット等にかかわる拡大損害を指す。

参考：「危険・警告・注意」3レベル区分の基本的な考え方

発生の可能性 危害・損害	大	中	小
死 亡	危 険	警 告	
重 傷 火 災			
軽 傷 物的損害		注 意	

2-4. 表示の内容とその表現方法

①使用者の想定

注意喚起表示はその製品の使用者を想定して行う。ただし、製品の使用者は一般消費者である。また、使用者には年少者、高齢者、病人、身体障がい者、文化や習慣の異なる在日外国人なども含まれる。製品の特性によってはこれらを考慮し、必要に応じて、保護者・介護者、または、これに準ずる人に対して、危険回避・安全確保の処置を求めるための表示を行う。

②危害・損害の程度の表示方法

危害・損害の程度の表示は、必ず注意を促す図記号（一般注意図記号）と危害・損害のレベル（「危険」「警告」または「注意」の用語）を組み合わせる表示する。

③絵表示

注意喚起表示の要点を使用者が一目で理解できるよう、必要に応じて絵表示を用いる。絵表示には、警告図記号およびイラストレーションや絵など（以下、イラストという）があり、組み合わせる用いるのがよい。警告図記号を2-5に示す。

④イラストの活用

使用者が分かりやすいように、イラストを使った表示が望ましいが、この場合はイラストの近傍に、警告図記号を添える。

2-5. 図記号の説明の記載例

①危害・損害の程度の表示方法



②禁止図記号



名称 : 禁止図記号基本形状 (一般禁止)

意味 : 製品の取り扱いにおいてその行為を禁止するために用いる。
△の形状の中に具体的な禁止事項を意味する図記号を図示する。

警告図記号例



名称 : 分解禁止

意味 : 製品を分解することで感電などの障害が起きる可能性を示す。

③注意図記号



名称 : 注意図基本形状

意味 : 製品の取り扱いにおいて、発火、感電、高温等に対する注意を喚起するために用いる。△の形状の中に具体的な注意事項を表す図記号を図示する。

注意図記号例



名称 : 一般注意

意味 : 特定しない一般的な注意を示す。



名称 : 高温注意

意味 : 特定の条件において、高温による傷害の可能性を示す。

④指示図記号



名称 : 指示図基本形状

意味 : 製品の取扱いにおいて、指示に基づく行為を強制するために用いる。○の形状の中に具体的な指示事項を意味する図記号を図示する。

指示図記号例



名称 : 一般指示

意味 : 使用者に対し指示に基づく行為を強制する。



名称 : アース線を必ず接続せよ。

意味 : アース線を必ず接続するよう指示する。

3. 注意喚起表示における、イラストの扱い

3-1. イラストで表現する事柄

注意喚起の効果向上が期待できる場合に用いるイラストレーション・図版・写真などの非言語視覚表現（この項では「イラスト」と総称）は次の様なものがある。

〔イラストが表現する意味内容の例〕（10～11ページ 図1～4参照）

A. 実施を指示する行為、禁ずる行為（使用者への行為の指示、使用者への行為の禁止、など）

例A-1. 分解しようとしている

例A-2. コードを持って電源プラグを抜こうとしている

B. 避けるべき状態や状況（危険な状態や状況）

例B-1. 小さな子供が製品の高温部に触れようとしている

例B-2. 「たこ足配線」をしている

C. 言語表現を補完する視覚表現（物品や部位などの名称と外観や位置、注意喚起部分の位置、その項での注意喚起対象の図示）

例C-1. 機器各部の名称

3-2. イラストへの警告図記号の添付

ア. イラストが表現する意味にふさわしい図記号を添付する。

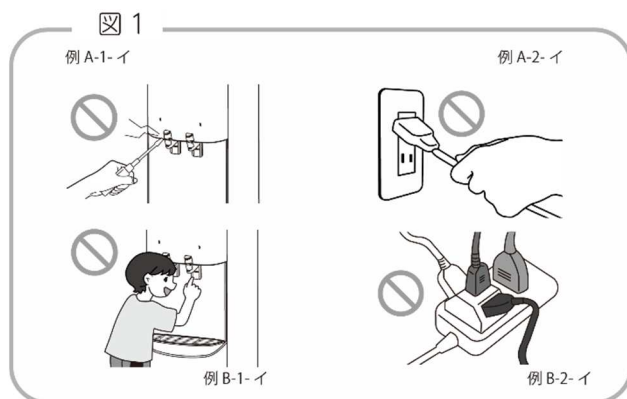
イ. 原則として、A. には禁止図記号または強制図記号を、B. には禁止を意味する図記号を添付する。（図1）

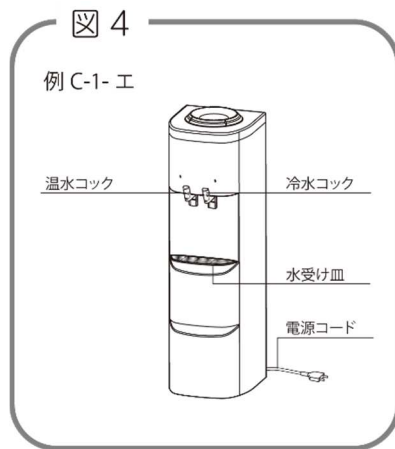
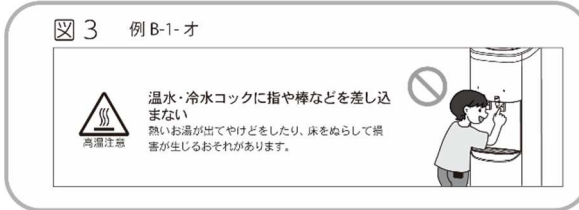
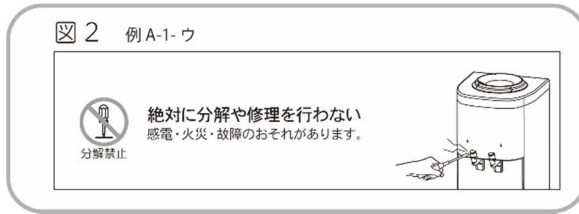
ウ. 文または全体に添付している警告図記号との視覚的関連が明瞭な場合などは必ずしも添付しなくて良い。（図2）

エ. イラストの意味するものが警告図記号の添付に適さない場合は添付しない。（図4）

オ. 言語に添付する図記号とイラストに添付する図記号が同一となるような構成が望ましいが、それぞれが適切であれば、言語での指示に添付する警告図記号と、イラストに添付する警告図記号が異なっても良い。（図3）

〔イラスト参考例〕





4. 取扱説明書に記載する事項

4-1. 取扱説明書に記載する一般事項

ウォーターサーバーには、下記の情報を明記した取扱説明書を作成し、製品に同梱すること。お客様へ取扱説明書をお渡し、いつでも見られる状態にすること。

- (1) 安全上の注意
- (2) 各部の名称と働き
- (3) 製品仕様
- (4) 初回設置の手順
- (5) 使用方法
- (6) お手入れの仕方
- (7) 故障確認
- (8) FAQ (カスタマーお問合せ先)
- (9) その他製品特性上、必要なもの

4-2. 取扱説明書に記載する安全上の注意事項

ウォーターサーバー機器本体の安全に関する注意事項において、取扱説明書に記載すべき内容について参考例として記載する。

①警告表示内容

No	分類	内容例
1	やけどに関する注意	熱湯注意（温水及び排水を対象） ・ 温水を出す時は火傷に注意 ・ 排水部のキャップを開けると熱湯が出る場合があるので注意
		機器背面部（放熱部）は熱くなる場合があるので触らない。
		温水運転時、タンクなど高温部にふれない
		設置後に機器を移動する場合は電源を切ってから一定時間経過してから行う
2	分解等に関する注意	分解・修理・改造をしない
		機器背面部（放熱部）から指や棒を入れない
		機器内部は触らない
3	操作に関する注意	手順以外の出水はしない
		幼児・乳幼児には操作させない
		操作困難な人には操作させない
4	電源・電源プラグに関する注意	電源は単相100V、定格15A以上のコンセントを単独で使用する
		延長コードの使用やタコ足配線はしない
		電源プラグはコンセントにプラグの根元まで確実に差し込む
		電源プラグがゆるい時は使用禁止
		電源プラグを持ってコンセントから抜く
		電源プラグのほこりは定期的に取り
		電源プラグは濡れた手で触らない
5	電源コード等に関する注意	傷つけない、引っ張らない、ねじらない、重い物を載せない、束ねない、無理に曲げない、加工しない、加熱しない
6	アースに関する注意	アース接続を行う

No	分類	内容例
7	設置場所・使用場所に関する注意	水平な安定した場所・床面に設置する
		熱源の近くや発熱物の近くには設置しない
		機器の近くで可燃物や可燃性スプレーなどは扱わない・使わない
		油・可燃性ガスの漏れがある場所への設置禁止
		可燃性ガスの漏れる恐れがある場合や、シンナー等の揮発性の高い溶剤等を近くで使用しない
8	異常時に関する注意	異常時は使用しない（コゲ臭い・異音）

②注意表示内容

No	分類	内容例
1	設置に関する注意	設置の際は、機器本体は周囲と適正な離隔距離をとる
		屋外や湿気が多い場所、換気の悪い場所、周囲温度が氷点下になる所、直射日光が当たる場所には設置しない
		水がかかる場所や湿気が多い場所では使用しない。設置場所によっては感電防止のため漏電ブレーカーの取付が必要
		電源プラグをサーバー背面で押し付けない
		機器到着後、機器移動後は一定時間経過してから電源を入れる
2	使用前の注意	背面清掃時は電源プラグ抜く
3	使用中の注意	本体に水をかけない
		機器の上に乗らない、物を載せない
		機器を揺すらない、傾けない、転倒させない
		空焚き禁止
		水容器を取り付けない状態で使用しない
		長期間使用しない場合、排水する、電源コンセントを抜く